

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

液石法施行規則の一部改正について（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、意見募集を踏まえ、平成30年11月19日付けで改正されました。

なお、施行日はいずれも平成30年12月1日となっております。

つきましては、会員各位におかれましては、営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 改正の概要（主なもの）

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第33号）による液化石油ガス法施行規則の改正により、第37条第2号を新設し、旧第2号及び第3号がそれぞれ第3号及び第4号としたことを受け、号番号の改正（規則第29条関係）
- ・ 基準日の前後一月以内に保安検査を行った場合にあっては、基準日において当該検査を行ったものとし、保安検査の申請書提出期限についても基準日を起点に1年を超えない日とし、高圧ガス保安法令における扱いと整合化（規則第81条関係）

2. 経産省ホームページ掲載アドレス

○関係法令（経産省ホームページ内）

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/detail/hourei.html

○意見募集結果（経産省ホームページ内）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595118055&Mode=2>

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当者：飯田・片岡・橋本）